

美作市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について(答申)

平成25年4月11日

美作市長 安東美孝様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 判野裕作

平成25年1月8日付美作ク建第103号に係る下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第5号

美作県民局からの要請により提出された、「事業説明会等に係る経過状況及び関係地区が示された図面」(以下、全ての文書を併せて「本件文書」という。)の公開請求に対し、文書不存在のため公開しないとした決定(美作ク建第95号)に対する、個人A<原文実名>(以下「異議申立人」という。)がした異議申立てについての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

文書不存在のため本件文書を公開しないとした美作市長の決定は、妥当である。

第2 異議申立て及び審査の経緯

1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成24年12月3日、美作市長に対し、美作市情報公開条例(平成17年美作市条例第10号、以下、単に「条例」という。)第6条第1項に基づき、「美作県民局からの要請により提出された『事業説明会等に係る経過状況及び関係地区が示された図面』」について、公文書公開請求をした。

2 非公開決定

上記1の公開請求に対し、美作市長は、請求のあった公文書を本件文書と特定した。

そして、美作市長は、平成24年12月14日、本件文書が存在しないとして非公開とする決定(美作ク建第95号)を行った。

また、美作市長は、異議申立人に対し、当該非公開決定を通知した。

3 異議申立て

上記2の非公開決定に関し、異議申立人は、美作市長に対し、平成24年12月20日、本件文書を公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、美作市長は、平成25年1月8日、条例第12条第1項に基づき、当審査会に対し、諮問第5号に係る諮問を行った(美作ク建第103号)。

4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成25年1月22日、美作市情報公開・個人情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項に基づき、非公開決定についての理由説明書を提出した(美作ク建第108号)。また、当審査会は、異議申立人に対し、運営要領第3条第2項に基づき、理由説明書の

写しを送付した。

5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成25年1月28日、運営要領第4条第1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

6 審査会の開催

当審査会は、平成25年3月6日、平成24年度第3回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第5号について協議を行った。

第3 異議申立人の主張の概要

美作市が、平成24年5月16日、美作県民局から本件文書を提出するよう要請され、同月18日、美作市職員が美作県民局に赴き本件文書を提出したことは、異議申立人が岡山県から開示を受けた公文書中の記載から明らかである。

それにもかかわらず、本件文書が存在しないとしてされた非公開決定は、到底受け入れることはできない。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

第4 美作市長の主張の概要

本件文書は、美作市から美作県民局へ参考資料として提出したものであり、美作県民局から返却された後に廃棄処分とし、控えも保存していない。

よって、本件文書は存在しないため、本件文書を公開しないとする決定を行った。

第5 当審査会の判断

1 公文書の存否の主張立証責任

文書の不存在を理由としてされた公文書非公開決定の取消訴訟において、当該公文書の存否の主張立証責任について、東京高判平成23年9月29日は、「開示請求の対象である行政文書を行政機関が保有していないこと(当該行政文書の不存在)を理由とする不開示決定の取消訴訟においては、開示請求者が、行政機関が当該行政文書を保有していること(当該行政文書の存在)について主張立証責任を負…うと解するのが相当である。」

「①過去のある時点において、当該行政機関の職員が当該行政文書を職務上作成し、又は取得し、当該行政機関がそれを保有するに至り、②その状態がその後も継続していることを主張立証すべきことになる。」

「開示請求者の側において上記①を主張立証した場合には、…上記②が事実上推認され、特段の事情がない限り、当該行政機関は上記不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認されるものというべきである。これは、事実上の推認であるから、控訴人において、当該行政機関が不開示決定の時点においても当該行政文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた場合には、その推認が破られることになることはいうまでもない。」

と判断した。

この裁判例から、本件では、まず、

「i 過去のある時点において、美作市の職員が、事業説明会等に係る経過状況及び関係地区が示された図面を職務上作成し、又は取得し、美作市長がそれを保有するに至ったこと」

を、異議申立人が主張立証しているかを検討し、この点が主張立証できている場合には、次に、

「ii 美作市長が非公開決定の時点においても当該公文書を保有していたと推

認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた」

かどうかを検討すべきである。

2 本件の検討

(1) 過去のある時点で本件文書が存在したこと

異議申立人は、上記第3記載のとおり、美作市が、平成24年5月16日、美作県民局から本件文書を提出するよう要請され、同月18日、美作市職員が美作県民局に赴き本件文書を提出したことは、異議申立人が岡山県から開示を受けた公文書(異議申立書添付の資料1及び2)中の記載から明らかであると主張する。

たしかに、平成24年5月18日の時点で本件文書が存在したことは、異議申立人の主張するとおりであると認められる。

(2) 本件文書の取扱経過

当審査会は、条例第14条第4項に基づき、美作クリーンセンター建設室長に対し、当審査会への出席を求め、出席した同人から、本件文書の取扱経過について説明を受けた。

その結果、本件文書の取扱経過は、次のとおりであることが認められた。

ア 平成24年5月16日

美作市の担当職員は、岡山県の担当職員から、参考資料として、事業地に関係する地区の境界線の入った図面及び事業に係るこれまでの経緯が分かる資料を提出するよう求められた(異議申立書添付の資料1)。

イ 平成24年5月18日

美作市の担当職員は、岡山県の担当職員に対し、提出を求められた文書(本件文書)を提出した。

美作市の担当職員は、本件文書について、参考資料として提出を求められたことから、決裁及び供覧の手続を経ることなく提出した。

提出の際、美作市の担当職員は、岡山県の担当職員に対し、本件文書について情報公開請求があった場合、本件文書が情報公開請求の対象となるかどうかを問い合わせる文書(この文書は、決裁手続を経ていない。)を、本件文書と併せて提出した。

この問い合わせに対し、岡山県の担当職員は、林発調整事務の決裁までに判断し、連絡すると回答した(異議申立書添付の資料2)。

ウ 平成24年5月31日

上記問い合わせの後、岡山県の担当職員から連絡がないため、美作市の担当職員は、別の用件と併せて岡山県美作県民局を訪ねた。

すると、岡山県の担当職員は、美作市の担当職員に対し、本件文書は参考までに提出していただいたが、県下の市町村全てに対して同じ対応で指導を行っており、必要のない書類はやり取りしないこととしたと説明の上、本件文書の原本を返却した。

また、美作市の担当職員が岡山県の担当職員に問い合わせたところ、岡山県の担当職員は、本件文書について、写し等控えを保存していないと回答した。

美作市の担当職員は、本件文書について決裁及び供覧の手続を経ていないこと、及び、岡山県の担当職員から必要のない書類であり控えを保存していないと回答されたことから、本件文書を美作市役所に持ち帰り、廃棄処分した。

(3) 本件文書が「公文書」にあたるか

条例上、「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真…であって、決裁、供覧の手続が終了し、実施機関において管理しているもの」を指す(条例2条2項)。

上記本件文書の取扱経過によれば、本件文書については決裁及び供覧の手続がとられていないのであるから、本件文書は、公文書公開請求の対象とな

る「公文書」には該当しない。

3 まとめ

したがって、

「i 過去のある時点において、美作市の職員が、事業説明会等に係る経過状況及び関係地区が示された図面を職務上作成し、又は取得し、美作市長がそれを保有するに至ったこと」

は、異議申立人において何ら主張立証されていない(本件文書について決裁及び供覧の手続がとられていない以上、「職務上作成し」たものとは評価することができない。)から、

「ii 美作市長が非公開決定の時点においても当該公文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた」

か否かを検討するまでもなく、本件文書は存在しないと認められる。

よって、上記第1記載のとおり、文書不存在のため本件文書を公開しないとした美作市長の決定は、妥当である。

なお、上記第4記載のとおり、美作市長は、本件文書が廃棄されたため物理的に存在しないとして、本件の非公開決定を行ったが、上記2記載のとおり、本件文書はそもそも「公文書」に該当しないのである(いわゆる解釈上不存在)。

しかし、この点の違いは、請求に係る公文書が存在しないとの結論を左右するものではないから、本件の非公開決定の当不当に影響を及ぼすものではない。

以 上